特定非営利活動法人
全国認定こども園協会 会報
No. 15
平成２４年
９月 15 日
発　行

発行者 特定非営利活動法人 全国認定こども園協会　代表理事　若盛　正城
事務局　〒343-0117 埼玉県北葛飾郡松伏町田中 1-7-27　電話　048-993-3711
Mail: honbu@kodomoenkyokai.org　URL:http://www.kodomoenkyokai.org/

平成２４年度の「通常総会」と「トップセミナー」が開催される！

６月１５日（金）、１６（土）の両日、東京の学士会館にて第３回通常総会とトップセミナー2012「子どもと日本の未来を考える」を開催致しました。子ども・子育て新システム議論も、３党合意を受け、とても重要な時期での開催となりました。

「第３回通常総会」では、今年度の活動と役員改選等の議案が承認されました。（Ｐ２参照）当協会は、今年度も力強く活動を行ってまいります。よろしくお願いします。

【代表理事あいさつ】

「認定こども園の　新たな使命を担うために」

代表理事　若盛　正城　氏

会員各位、アドバイザリーボードの皆さま、また、都道府県・市町村の関係各位には、日頃よりの当協会へのご理解とご協力を感謝申し上げます。

ここ数年にわたる新システム実現への取り組みが、３党合意による修正により、認定こども園法の改正を中心とする制度改正というゴールに至り、今後は認定こども園を中心にした新たな展開に向かうこととなり、新たなスタートラインに立つこととともなります。

これまで、皆様方からのご意見も受け止めながら、新システム検討において数々の提言をしてまいりました。すべての子どもの施設が共に新たな枠組みの中へ・・・という望みがありましたが、今回の改正によって、給付の面ではこのことが実現したものの、超少子高齢化を迎えるこれからの時代に十分対応できる制度となるのか、なお詳細な制度の構築が検討される中で確認していかなければなりません。

ともかくも、今後の地域の保育と子育てをめぐる取り組みの中心にある認定こども園が、特にその総合的な機能が位置づけられようとしていることは確かです。協会としてすでに、今後の省令関係の検討に向けて意見をまとめ、関係機関との協議を行おうとしているところです。また、現場である各園では、実施主体である市町村との連携・協働を模索しながら、「すべての子どもの最善の利益」が実現されるように、さらなる取り組みを進めたいと願うものです。

今、新たな使命を担うためにも、今後とも会員はもとより関係各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

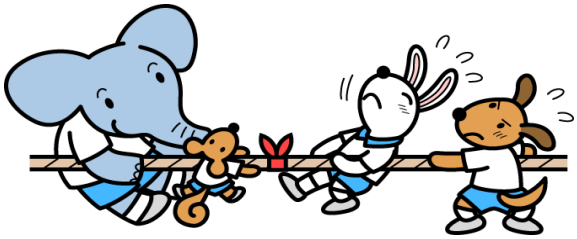

第 3 回 通 常 総 会

◎日　　時　　平成２４年６月１５日（金）
　　１０：００～１２：００
◎場　　所　　学士会館　３２０号室にて
◎審議事項
・第１号議案　平成２３年度事業報告について
・第２号議案　平成２３年度収支決算
　　並びに監査報告について
・第３号議案　平成２４年度事業計画案について
・第４号議案　平成２４年収支予算案について
・第５号議案　定款の一部変更について
　　主たる事務所の変更について
・第６号議案　役員の選任について
・その他　　会費の見直しについて

＜報告＞
・東日本大震災義援金について
・新好事例集について
・メール配信について

【代 表 理 事】
若盛　正城　氏（埼玉県　こどものもり）

【副代表理事】
福上　道則　氏（愛知県　東保見こども園）
佐伯　聰子　氏（兵庫県　西伊丹幼稚園）
王寺　直子　氏（佐賀県　あかさかルンビニー園）
古渡　一秀　氏（福島県　学校法人まゆみ学園）
白井　慶子　氏（北海道　名寄大谷認定こども園）

【理　　事】
岡村　宣　　氏（福島県　ぶどうの木）
萩原　勝義　氏（兵庫県　はぎ保育園）
正本　秀崇　氏（大分県　むさしこども園）
渡辺　昇治　氏（長崎県　親切保育園）
角田　亨　　氏（東京都　子どもの森）
伊豆元精一　氏（宮崎県　あがた幼稚園）
大村　英仁　氏（愛媛県　椿幼稚園・はなみずき保育園）
中山　昌樹　氏（栃木県　あかみ幼稚園）
田頭　初美　氏（青森県　桔梗野幼稚園）
松原　道一　氏（福井県　みどりこども園）
藤澤　彩　　氏（千葉県　若葉ナースリ・スクール）
柿沼平太郎　氏（埼玉県　こどもむら）

【監　　事】
永山　光明　氏（福島県　楢葉町いわき出張所　総務課長）
鈴木　悦子　氏（埼玉県　Kids Play Park）

トップセミナー 2012

テーマ「子どもと日本の未来を考える」

於：学士会館２１０号室

平成 24 年 6 月 15 日･16 日

【１日目：15 日】

●基調講演（１３：１５～１４：４５）

演題「社会保障としての子ども・子育てを考える
～未来への投資がなぜ求められるのか～」

講師：宮本太郎　氏（北海道大学教授）

子ども子育てに限定して話をしたい。「総合こども園撤回・廃止」などの見出しが新聞に載ったが、実態としてはこれまでの改革の方向が根本から覆されるわけではない。総合こども園という言葉を使わなくても、日本の幼児教育保育の未来のために政府は幼稚園・保育園を一体化へ誘導することに変わりはない。指定制度と認可制度へというのは、指定はやめ、認可の枠を広げていくことになるだろう。国会の特別委員会の論戦は現状の子ども子育て支援が議論の中心にはなかったし、大きく変化しているのを理解しているのだろうか？子ども子育ての現状を維持することにどれだけの意味があるのか、不安を掻き立てるだけで何か進捗があったのか？未来の利益について地方の幼稚園・保育園が様々な困難を抱えていて苦しいという現状を分かっていない。議論の中に子どもが登場していない。

＜議論のポイント＞

①子ども第一の意義…これまでの議論で忘れられた点

②その実現のために幼保一元化(一体化)が不可避である

理由…社会の変化により幼稚園と保育園の世界は接近し、ワーク志向とライフ志向が融合し、同時進行している。今まで分裂していたケアとエデュケーションが融合する「エデュケア」の背景にはライフスタイルの融合がある。この二つの重なりの焦点にあるのが「こども園」であるが、待機児童解消の効果の有無といった視点だけで論じられている。国会論戦から２つの大路線が伝わってこない。

これまでの日本的生活保障とは雇用が安定していた上での話。現役世代のお父さんの雇用を絶対守り抜くということがあった。雇用を確保し、社会保障費を投入せず、老後に回そうとした。本来の社会福祉は現役世代（子育て）に使われてしかるべきであるが、お母さんに任せるという政策。先進国では珍しい形である。その結果、幼稚園が増大した。そこで、子どもは家族が育てるという思い込みと神話が生まれる。今までの歴史で、家族だけが子育てしていたという事実はない。

ライフスタイルの変化とは、多産多子から多産少子へ、そして小産少子へ。お母さんの周りには、まだ、子育てを支えてくれる人がいた。しかしながら支え合いの仕組みが脆弱になった。幸せの象徴と言われていた「お父さんが働き・子育てはお母さん」という形は、徐々に崩れはじめる。そのため、保育に欠ける・欠けないにかかわらず、形態が変化していった。経済が低迷しているからこそ、社会保障改革をやって、地域でお金を使う人を増やして下からの成長を実現しなければならない。一体改革は現役世代と老齢世代が共倒れしないため、その中心

になるのが子育て支援であり、こども園作りである。

世界の流れを見ていくと、女性が働くという傾向では決してなく、家族の空間を大切にしている。世界の子ども子育て支援を比較してみると、３つの型がある。①専業主婦支援型②両働き家族支援型③市場志向型　①は現金給付を重視②は北欧に多く、就学前教育等のサービス給付③女性が社会で力を発揮できる。日本は３つの型のどれにも当てはまらない。各国とも現金給付は減少傾向にあるが、サービス給付は大きく伸ばしている。こども園は子ども第一を実現するためのもの。「子ども第一」という視点をもつこと。そして子ども子育て支援を軸とした一体改革へ進むことが必要である。

●行政説明（１５：００～１６：４０）
演題：「こども園の今後のあり方について」
講師：藤原朋子　氏（内閣府参事官（少子化対策担当））

新システムについては目指すべき３つの方向性がある①質の高い学校教育保育の一体的提供、②保育の量的拡大、③家庭における養育支援の充実

地域の状況を把握しているのは、基礎自治体の市町村であるが、現行制度は、幼稚園は都道府県であり、保育所は市町村である。お金の渡し方もバラバラで、市町村が手を出せない所がある。なるべく市町村に権限・責任・お金を集約したいというねらいがある。恒久財源を確保し、国レベルでは厚労省・文科省とバラバラとせず、内閣府が行う。また、子ども・子育て会議を、国におき、また地方自治体にも置いていただく。

具体的な給付設計の全体像については、個人に給付するものと市町村の事業として実施するものの二つに分かれる。給付についての具体的な仕組みについては①地域における学校教育・保育の計画的整備。②指定制の導入（指定すれば質・量をふやす）③こども園給付の創設。

施設については総合こども園を創設すること。市町村が教育や保育のニーズを把握することが前提。「総合こども園」と呼ぶのか、「認定こども園」と呼ぶのか。どちらとしても、一体としたものを提供しようとしている。今回は、認可・監督・お金の流れを一本にしたい。また、地域型保育給付（小規模保育等）や都市部での待機児童解消のための小規模保育、人口減少地域での子どもがいない小規模保育への財政支援も行う。放課後児童クラブ、子育て支援などの、多機能保育を可能とする。現場で起きているミスマッチに、制度が追い付いていない所を制度改革していく。児童福祉法２４条を作り直すことで、市町村がしっかりと関与できるようにしたい。

総合こども園について、いままで努力してきた認定こども園幼保連携型がうまく機能する仕組みを目指している。新しい施設類型を作り、認可や管轄などの二重行政の解消を目指す。財政支援も弱いと認識の共有ができだした。実現できる方向で考えている。

株式会社の参入については、現時点で参入しているため、その方々が困らないようにしたい。現時点では修正協議の対象であるが、市町村がしっかり関与できるようにする。具体的には、①関与の具体的仕組。②保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組。③市町村による措置。利用負担は、現行どおり。組織体制については内閣府にいずれ子ども家庭省となる新しい本部組織を作る。

子ども子育て対策の充実に必要なお金は 7,000 億円。税と社会保障の一体改革にて議論されてきた。量の拡充に 4,000 億。保育の質の改善に 3,000 億。配置の基準をあげるということを優先的に考えている。7,000 億で十分と考えているわけでなく、7,000 億は消費税で考え、最低でも１兆円超えを請求している。

福島での地方公聴会の中で、就学前の子ども達は市町村で一元的に見ていける仕組みがもっとあればよかった、との指摘があった。中央公聴会では横浜市長が待機児童を解消するために、①認可保育所を増やし、株式会社に参入してもらう。②横浜保育室（小規模保育）を増やす。③幼稚園の預かり保育を活用。④②と③を合わせた仕組みを作った。⑤保育コンシェルジュを創設。横浜市の動きは新システムで目指していたことをすでに行っている。財政の裏付けがない中、横浜市だからできた。幼稚園は県、保育園は横浜市と窓口が違い、やりたいことができない。権限とお金を市町村に移譲してほしい。大日向先生は、子ども達のために財源を確保して制度改革を進めてほしいと述べた。国会審議では、認定こども園の評価が高いということは共通していた。小渕レポートを基に話し合い、国会議員の先生方が認定こども園について審議が深まっている。認可・監督・財源を一本にという方向を認定こども園の改善と呼ぶのかはわからないが、いずれにせよ一本化を目指し、学校教育と児童福祉の位置づけを両方併せ持つ施設類型を作ることは実現しなければならないのではないかと考えている。

【２日目：16 日】
●シンポジウム（９：００～１２：００）
テーマ　「子ども・子育て環境の未来を考える
～少子高齢社会のグランドデザインとは～」
コーディネーター　吉田　正幸　氏（保育ｼｽﾃﾑ研究所代表）
シンポジスト　泉　健太　氏（民主党衆議院議員）
駈　浩　氏（自民党衆議院議員）
池坊　保子　氏（公明党衆議院議員）
駒村　康平　氏（慶応義塾大学教授）
山縣　文治　氏（関西大学教授）

吉田氏は、子ども・子育ての環境を見据えながら、子どもの本質について共通の土俵から話を願いたいとし、①「子ども子育ての問題状況について」、②「子ども政策において何を重視するのか」、③「これからの子ども・子育て分野の国家戦略とは？」の３点を投げかけた。

駒村教授は、日本型雇用制度が崩壊し、非正規雇用が進み、出生率が低下する中で、子ども子育ての支援は４つあると説明。①保育サービス提供・現物給付の質量の充実、②すべての子どもに対する質の高い教育、③両立支援政策（＝労働政策）、④児童手当（＝所得保障政策）を挙げた。

特に就学前教育については、子ども達の潜在的な可能性を引き出すとても大切な条件とし、そのため、各国とも 20 年位をかけ、就労支援をしながら質の高い就学前教育をしてきている。日本は、20 年たっても、なかなか整わない。各国とも就労と子育てのバランスを整えているのに、日本だけは就労しますか、子育てしますかと二者択一を迫られていると指摘。

所得保障政策について、本当に子どもに使われているかと言われるが、これは所得保障政策であり、再分配政策であるので、何に使われるかは別の問題。この 20・15 年と所得デフレにより子育て世帯の所得が落ちている中で、所得保障を行うことが政策目標である。政策目標が重要で、そこでどこに重点的に行うのかであり、「保育政策」「教育政策」「労働政策」「所得保障政策」の歯車が機

能することが大切と述べた。

また、待機児童を解消議論について、今までの対応は、保育施設を作れば・供給すれば需要が出てくるというその場対応だった。待機児童は氷山の一角にすぎなく、上からではなく、水面下の下からの潜在ニーズをはっきりさせることが大切で、「保育に欠ける」ではなく「保育を必要とする」とする財源を確保することが必要な改革と述べた。それをするのに認定こども園強化でできるのかが今日の議論であるとした。

この潜在的な保育需要に対応しつつ、地域間での幼保のミスマッチを解消する必要があると指摘。園児減少にある幼稚園の資源を生かせるよう、幼稚園が円滑に保育所機能を持てるよう支援すべきと述べた。

泉議員は、３党合意について説明。総合こども園を撤回するのではく、現行の認定こども園制度をベースにし、幼保連携型を総合こども園で想定していた財源・認可の一本化を進めていくとした。議論の中で、幼稚園側で現行の幼稚園という選択肢があったように、保育所側も現行の保育所制度に残留することも妨げないと説明。認定こども園の４類型を維持し、その中の幼保連携型は一体化に進み、一方では現行の幼稚園・保育所として選択できるという制度からのスタートである。

株式会社の参入については、学校教育体系の位置づけができないため、新幼保連携型への移行は不可とし、学校法人・社福・地方公共団体が移行可能とした。それに伴い、認可を重んじ、外形基準を満たせばどんな事業者も参入できる指定制には、供給量が増えるメリットがあったが、抵抗も多かった。しかし理由なく認可を断ることができないよう認可制度を見直すと説明。児童福祉法第 24 条については、市町村の責務は非常に大きいとし「保育所保育を整備するとともに、小規模保育も公的責任で整備する」という形で進めているとした。

今回の幼保一体化議論で、「子どものためによい環境を構築すべきという思いは一緒だったが、日本における幼保一体化をどう進めるべきかについては、まだまだ議論が必要」と述べた。

池坊議員は、文部科学副大臣時代に認定こども園制度を作った思いを述べ、思ったほど増えなかった原因として、財政的な支援のなさと二重行政を指摘した。今回の新システム議論において、幼稚園・保育所・認定こども園などからの実態を聞き、認定こども園制度の問題点を洗い出し、公明党としての修正案を提案した。現場の意見を聞きながら、仕組み・法律を変えなければできないことがあるとし、児童福祉法第 24 条については「保育に欠ける子」から「保育を必要とする子」へと大きく見直しつつも、「市町村が実施義務を負うことは必要」とした。

また、消費税増税分 7,000 億は画期的な事とし、4,000 億は待機児童解消の量、3,000 億は保育の質としていると説明。この財源にはこれからも関わっていき、１兆円超を求めていくと述べた。認定こども園修正案について、幼保連携型は１つの施設として一本化をする。移行は義務付けず、これまで通りの幼稚園も可能であり、また応諾義務を受け入れる幼稚園については、こども給付の対象になると説明した。認定こども園・幼稚園・保育所を通じた施設型給付。小規模型保育等への地域型保育給付を設立し、市町村を通じた財政支援になると述べ、地方裁量型認定こども園は、基準を満たすよう支援すると説明した。あと検討事項として、幼稚園教育免許と保育士資格の一本化を進め、処遇改善・幼児教育の質充実のため、安定財源を投入する方向にあるとした。

馳議員は、以前に小宮山洋子厚生労働大臣と泉議員と議員立法に取組んだことを話し、「国会審議で詰めた議論をすれば歩み寄れる」と考えていた旨を述べた。

今回の三党合意は、自公政権時代の小渕報告（「今後の認定こども園制度の在り方について」）をベースにし、「設置者や利用する親子にとってよい施設運営ができる方向でまとまればよいと確認した」と説明した。

社会保障の一体改革議論で、「子育て・少子化対策に安定的な財源を確保し、職員の処遇の改善も図りたい」というのが、一致しての考えであると述べた。

山縣教授は、子ども政策を考える上での基本的前提として、①今後 10 年は確実に少子化が進む対応。②人口 5,000 人以下の自治体では幼稚園がなくなり、二元化制度上、保育に欠けない子どもの行き場がないことへの対応と幼稚園の将来像。③認定こども園でも待機児童対策が達成されないことへの対応。④親の生活状況で利用できる施設が異なり、教育の機会が平等に確保されない事への対応。といった現状の問題点を指摘した。

総合こども園は上記の課題に対応するものだったと述べ、新たな認定こども園制度は、小渕レポートをベースとして、どう認定こども園を改善するのかこれからの議論だと思う。利用者から見て分かり易く、子ども達によい制度にするよう求めた。幼保連携型認定こども園を中心に拡充する３党合意について賛意を示しつつも、一体的な認可は難しいのではないかと疑問視し、保育所・幼稚園の認可が取れる制度議論を求めた。

これに対し、**泉議員**は、「幼稚園型・保育所型が幼保連携型に移行する場合は、片方の認可があれば、連携型の認定でよいようにしたい」との方向を示した。

さらに、これまでのワーキングチームでの議論は、幼稚園・保育所関係者や有識者らがとことん話し合える場が設定できたことのメリットを強調した。「何のために変えるのか、何を目指そうとしているのかが議論されないまま、制度だけが先行することは避けたかったが、こども指針の議論が最も遅れた」と振り返った。経済界に対して、長時間保育に歯止めをかけるために声を上げていこうと、こども指針の重要性を訴えた。

また「最終的に一歩ずつ前進することが大事」と結んだ。

ご連絡

◎地域活性化研修会のご案内

- 「北海道ブロック」⇒平成 24 年 10 月 27 日
- 「関　東ブロック」⇒平成 24 年 12 月　１日
- 「中四国ブロック」⇒平成 24 年 12 月　８日
- 「九　州ブロック」⇒平成 25 年　２月 23 日
- 「中　部ブロック」⇒平成 25 年　３月 16 日
- 「東　北ブロック」⇒平成 25 年　３月予定

◎トップセミナー　in　京都

平成 25 年　１月 26 日（土）
27 日（日）

※多くの方のご参加をお待ちしております！

「子どもの最善の利益を願うあなたへ」

･･･全国認定こども園協会の強い味方･･･アドバイザリーボードの皆さんからのメッセージ⑥

『新システム論議のさらなる発展のために』

宮本　太郎　氏（北海道大学教授）

社会保障と税の一体改革の、関連諸法案が国会で可決された。もっとも、消費税以外の税・保険料負担や、年金や後期高齢者医療をめぐる改革の方向性など、多くの点を新たに設置される「国民会議」の議論に委ねるかたちで終わった。結局のところ、消費税増税のみが先に決まったかたちである。

ただし、社会保障改革の中心に位置づけられてきた子ども・子育て支援については、一体改革に関する衆参の特別委員会でかなり具体的なやりとりがあり、民主・自民・公明の三党合意を経て、子ども子育て関連三法案の修正が決まった。この三党合意に基づく修正も含めて、社会保障改革の軸としての子ども子育て支援の展開をどう評価するべきであろうか。

もちろんこうした小さなエッセイで論じるにはあまりに大きな問題であるが、まずは関係者は、子ども子育て支援が社会保障改革の中心に位置づけられたことについては、これを積極的に受け止めてよいのではないか。表向きは日本もまた、欧州のようにこの問題が国家戦略の中心に据えられる時代に入ったようにも見える。

しかしながら、子ども子育て新システムをめぐる制度設計は迷走気味であった。とくに子ども園の位置づけを含めて、議論はすべて待機児童解消というこの問題のいわば量的側面に収斂してきたように思える。これは欧州の政策展開のあり方とはいささか異なる。

デンマークの社会政策学者エスピン・アンデルセンは、欧州の子ども子育て支援の展開を「子どもを中心とした社会的投資アプローチ」と呼んでいるが、ここで含意されていることは、欧州各国の場合、高度知識社会における子どもの育ちの問題（人的資本投資）が政策展開の基準となっている、ということである。つまり、子ども子育て支援のいわば質的側面に問題の焦点がある、ということだ。

子ども園という就学前教育の場を質的に充実させるという議論と、量的供給の拡大にかかわる保育ママなどの「地域型保育給付」、指定制による株式会社も含めた供給主体の拡大、などの問題が、まったく矛盾しないかのように平行して論じられてきたのである。欧州の議論では、フランスの保育ママにせよ、イギリスのチャイルドマインダーにせよ、そのサービスの質をどう高めるかが論点となっている。世代間の貧困の連鎖を絶つことも、子ども子育て支援の重要な課題とされている。

特別委員会での質疑には、株式会社の導入などに関して、これらの点をつくものもあったが、その場合も、幼稚園や保育所の業界的利益に基づいた議論が多かった。結局のところ、子どもの育ちの質を高めるために子ども園を広げていく、という方向に議論は向かわなかった。というより、子ども園そのものも、たとえば公立幼稚園の施設活用で待機児童解消をすすめる手段といったように、時に待機児童解消の政策として位置づけられた。

もちろんどれだけの待機児童が解消されるかという量的問題は、それ自体としてきわめて重要な問題である。しかしながら、量的発展は質的な充実に転化していく見通しを伴わなければならない。子ども園をとおしての就学前教育が、すべての地域で実現していくことこそ、そのための条件になっていくのである。

もちろん、法案は通ったとしても新システムもまた形成途上の問題だ。認定子ども園協会が、就学前教育の質的充実にかかわって、これまでの優れた取組を積極的に社会に発信していくことが、これからますます重要になるように思う。

風見鶏

保育システム研究所
吉田　正幸　氏

『　子ども・子育て関連３法の課題　』

民主・自民・公明３党で修正合意した子ども・子育て関連３法案が、6 月 26 日に衆議院で可決、8 月 10 日に参議院で可決・成立し、8 月 22 日に公布された。これにより、子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律整備法が来年 4 月 1 日から施行されることになった（一部は公布の日から）。ただ、本格実施するには、消費税引き上げによる財源を投入する必要があるため、消費税率 10%となる平成 27 年 10 月を念頭に、平成 27 年度もしくは平成 28 年度からになるのではないかと考えられる。

施行から本格実施まで２～３年あるが、この間に国レベルでは様々な政省令や基準、指針など制度の詳細設計や子ども・子育て会議の設置・運営など、地方自治体レベルでは必要な条例の制定・改正や需要の調査・把握を含む事業計画の策定など、それぞれに具体的な詰めの作業が山積している。認定こども園や保育所、幼稚園といった現場でも、国や自治体の動向を踏まえながら、自園の体制整備や対応に忙殺されると思われる。

特に保育現場では、制度や仕組みの具体的な姿がまだ見えないだけに、どういう準備を進め、どう対応していいか判断できないのが辛いところだ。例えば、認定こども園であれば、幼稚園型や保育所型から新しい幼保連携型に移行するかどうか。民間保育所の場合は、今のまま市町村委託で残るのか、保育所型あるいは新しい幼保連携型を目指すのか。私立幼稚園の場合は、現行の都道府県所管のまま残るのか、市町村所管に移るのか、それとも幼稚園型や新しい幼保連携型を目指すのか。いくつかの選択肢があり、どれを選択するのか判断しなければならない。

しかし、その判断をしようにも、現時点では判断材料に乏しく、自園のビジョンが描きにくい。とりわけ、以下に示す諸点が大きな関心事項であり、具体的な内容が明らかにされる必要がある。

〇保育所での保育について、当分の間、市町村が利用調整を行うとされているが、これは認定こども園の保育所機能部分にも適用するのか？
〇保育認定に当たって、パートタイム就労をどの程度まで含めるのか？
〇保育所が認定こども園になる場合、幼稚園部分のゼロ定員は考えられるのか？
〇供給過剰による需給調整が必要な場合を除くとは具体的にどういうイメージか？
〇幼保連携型の場合、社会福祉法人と学校法人の２つの法人で運営している場合があるが、新しい幼保連携型においてはどちらかの法人に一本化するのか？
〇保育教諭も免許更新制の適用を受けるのか？
〇施設整備に関して、減価償却方式の導入はどうなるのか？
〇委託費を受ける民間保育所と施設型給付を受ける園とで会計処理や監査に違いは出るのか？
〇施設型給付という枠組みの中で、個人給付だけでなく施設補助的な部分を設定するのか？
〇こども指針はどうなるのか？
〇認定こども園への施設型給付において、幼保連携型と他の類型の認可外部分では保育単価は変わるのか？

【編集後記】
●遅くなりましたが、通常総会・トップセミナーの報告を今号に載せることができました。不透明な政局のため、スピード感をもって情報提供に努めます・・・●新システム議論は、３党合意で修正され、認定こども園強化という形になりました。目指す所は、「全ての子どもの最善の利益」であってほしいですね！（九州男児）